

平成29年7月24日 児童相談所と一時保護所、子ども家庭支援センターのあり方検討部会 報告

検討項目1 児童相談所と子ども家庭支援センターの役割分担について

部会で出された意見

- ・厚労省の運営指針では、児相は人口50万人に1ヶ所となっているが、面積からみて1ヶ所で妥当。治療指導などの通所機能を持たせたら、通うのに時間がかかる地域があるのが気になるところではある。
- ・子家センにも児相の機能を持たせたらどうか（児相の分室のような）
人員配置面（子家セン職員も児童福祉司である必要）などから難しいとの意見もあり。
- ・家庭復帰支援計画の策定は、児相だけでなく実際に地域と関わる子家センも一緒にやるべきである。
- ・「引き継ぐ」というのは、完全にケースを渡すのではなく、有る程度共同で関わる前提で、どちらが責任を持つかという考え方とする。（主担当という考え）
共同というのが一番曖昧になるので、ルールをきちんと作らないといけないだろう。同じ区内の組織となるので、現在よりは柔軟にできるだろうが、児相と子家センがどのような組織の位置づけになるのか（対等かどうか等）によっても変わるのではないか。
ルール作りについては引き続き検討が必要。
- ・被虐待児に対する心理判定が児相しかできないのかななどを今後整理する必要がある。
- ・一時保護は今より増えると想定される。ソーシャルワークのやり方も検討しなければならない。
- ・子家センの専門性を上げるため、子家センにスーパーバイザーを置いたほうがいい。また、子家センは児相が扱わない「特定妊婦」も対応することになるため、児相のSV研修では足りない部分もある。

検討結果

以下について、記載を修正または追記する。

- ・一時保護からや施設等退所後の家庭復帰への支援計画策定は、実際に地域と密着に関わっている子家センやケアを担ってきた施設等と一緒に策定するべきである。
- ・施設等退所後の家庭復帰支援については、施設等入所当初から策定すべきである。

検討項目2 子ども家庭支援センターの位置づけについて（児童相談所と子ども家庭支援センターの組織と人員） 引き続き検討

庁内検討中であるため、調整中。その他の検討項目の「基本的考え方」を実現するための組織や人員のあり方について、引き続き検討する。

検討項目3 通告・相談窓口について（受付・流れ・基準） 引き続き検討

部会で出された意見

- ・通告は、児相・子家センのいずれにしてももらってもよい。児相・子家センが連携し、明確なルールのもとに役割分担をしっかりと行えばよいのでは。「一時保護が必要かどうか」で児相案件かどうか判

断すべき。判断するためには、児相と子家センの情報共有がされている必要がある。

窓口を一本化し、まずは児相が全件の通告・相談を受けて事案により振り分ける方が虐待の取りこぼしが無いのではとの意見もあり。

- ・一時的にアセスメントをしている関係機関からの通報は、介入が必要そうなケースかどうかにより、通告先を分けるように周知するのもひとつの方法ではないか。
- ・これらを議論するにあたり、児相と子家センの組織上の関係がどのようになっているか（検討項目2の議論）がわからないと具体的な話はしづらい、との意見あり。

検討結果

- ・児相と子家センの組織上の関係がどのようになっているか（検討項目2の議論）によって、上記考え方の良し悪しが変わるため、検討項目2と併せて引き続き検討する。

検討項目4 夜間・休日の相談に対応できる体制について

部会で出された意見

- ・1つの方法として委託もあるが、受ける側はかなり専門性が問われる。
- ・一時保護所は夜間・休日にも職員がいるので、電話を受けることは考えられる。
- ・夜間体制のある職場に長くいると職員が疲弊する。経験という意味でも異動で回していくべきである。
- ・189も24時間体制だが、虐待通告だけの窓口ではないため、子育て相談のような電話も入ってくる。そういったことも含めて検討する必要がある。

検討結果

「基本的考え方(案)」のとおり。基本的考え方を実現する方策を引き続き庁内で検討する。

検討項目5 虐待発生予防・早期発見・対応のための体制整備について(在宅支援策の充実)

部会で出された意見

- ・ショートステイ枠の増はぜひ実施してほしい。18歳まで使えるとなおよい。ショートステイを引き受ける里親もいるとよい。
- ・国でも親子宿泊施設を作るという方向がある。国の動向をみていく。
- ・児相から地域の子育てグループや居場所支援団体などにつなげていけるとよい。
- ・里親のリクルートから支援まで行う機関を作る必要があるのでは。等

検討結果

「基本的考え方(案)」のとおり。

その他(治療指導機能について)

- ・児相を持つ以上は、一定の治療的機能を持つべきである。
- ・地域資源(医師、心理士等)と連携してやるのも手である。児相に来てもらうか、外部委託するかなどいくつか連携の方法も考えられる。

検討項目1 社会的養護についての区の基本的な考え方

部会で出された意見

- ・8月2日に国の新しいビジョンが出たが、東京都が現在出している計画とズレがある。これをどのように捉えるのか。
- ・国や都や数値目標を立てているが、数値目標を達成することに囚われることはよくない。必要なものは増え、いらぬものは淘汰されるものではないか。

検討結果

- ・(2)に記載されている東京都の目標数値等は削除する。
数値目標を据えることよりも、どんな体制をとることが望ましいかを検討すべきである。「体制整備」について検討項目を追加し、別途検討する。

検討項目2 里親の拡充、支援について

部会で出された意見

- ・ファミリーホームについて、東京都は現在、里親からの移行か法人型のみ認めている。また、里親からの移行も条件が国の規定よりも厳しい。里親や施設職員でファミリーホームをやりたい人がやりやすいように条件を見直したり、サポート体制を整えたりする必要があるのでは。
- ・里親と里子も1対1の関係であり、通常の子育てと同じである。周りの協力があれば孤立しない。里親だけが里子の問題を抱えないようにすべき。
- ・小・中学校に対して、里親についてのレクチャーをしてほしい。
- ・広報に里親募集の記事を載せる、庁舎内や区立施設に啓発ポスターを貼るなど、里親についてたくさんの方に目につくよう工夫をし、周知すべき。
- ・里親が児相に相談するときは、もうどうにもならないとなった時が多いと聞く。児相に相談したら、委託解除されるのではということから気軽に相談できないという人もいる。
- ・里子について事件が起きるのは、だいたい児相がしまっている夜間・休日である。
児童養護施設は24時間誰かしら職員がいるのだから、施設が対応できることもあるのではないかと。
- ・里親と里子のマッチングをしっかりとやるべきである。交流の途中で候補者が来なくなると子どもはとて傷つく。子どもへ説明しづらいし、子ども自身もあきらめてしまう。
里親に対しても、事前に入る子どもの情報が少ない。実際に委託されるまで、子どもの年齢・性別・学校・理由しか教えてもらえない現状がある。

検討結果

- ・「里親と里子のマッチングをしっかりとやり、交流後の不調を減らしていく。」という文言を追記する。
- ・ファミリーホームの認定条件やサポート体制についても体制整備の項目で別途検討する。

検討項目3 社会的養護の体制整備について 追加事項。引き続き検討。

- ・児童に応じた社会的養護の選択肢を取れるように、体制を整備していく必要があるため、どのような体制が望ましいか検討するため、項目を追加する。

検討項目4 児童福祉施設等の退所児童の支援体制について 引き続き検討事項。

部会で出された意見

- ・自立援助ホームには、児童養護施設からも養育家庭からも来る。大体が高校中退でやってくる。東京都は「自立＝正社員で働く」というイメージのようだが、「自立とは何なのか」、それぞれの子どもに合った自立の形を考えていかないといけない。
- ・施設退所者の7割が家庭復帰で3割が自立である。家庭復帰支援の手が足りていないと感じる。家庭復帰支援についても検討すべきでは。
在宅支援については、「児童相談所と一時保護所、子ども家庭支援センターのあり方検討部会」の検討項目でもある。
- ・子どもの支援だけでなく、施設や里親への支援も必要である。
- ・里親から18歳で自立する場合、施設から自立する子どもに比べ、使える支援メニューが少ない。
自立援助ホームから進学すると、都からお金が出るが、里親出身だと出ないなどの差がある。
- ・施設退所者で、奨学金制度を知らずに勧められるがままに就職してしまった、制度を知っていたら進学していたかもしれないという子がいた。情報格差をなくしてあげないといけない。

検討結果

- ・18歳で施設等から自立する場合の支援の他に、18歳未満で施設等を退所する場合の家庭復帰支援についても検討する。

区民にとって利用しやすい相談窓口・体制について

現在の区における取り組みや、児童相談所での相談件数などを紹介した上で意見交換を行った。

《部会で出された意見》

- ・世田谷区は都内でも群を抜いて手厚い相談体制ができています。
- ・区児相ができて、障害相談に関しては、特別に児相にお願いするというよりも、従来ある子どもや障害の相談とつなげていくとよいのではないかと。子どもの頃からのライフサイクルを踏まえた相談体制を、児相ができることで充実させられるとよい。
- ・放課後デイサービスなど、お金を出せば使えるサービスも増えていて、簡単にサービスが手に入り、家族が力をつけていけない状況もある。
- ・家族支援をどのようにするのが、世田谷に住み続けるという点で大きな意味を持つのでは。
- ・家族支援については、児相の役割なのか他の相談機関の役割なのかは改めて考えていきたい。
- ・被虐待児の中には、障害児が多いということが切実な課題。
- ・虐待にまでいってしまわないように、障害児や家族に対してどのような支援が必要か。
- ・障害児の相談先としては、一番身近なのは専門的な療育にも繋がることのできる総合福祉センター。障害児の保護者たちはとても信頼を寄せている。

最初から総福に相談に行く人ばかりではなく、子家センなどに子育て相談として相談した中で障害がわかり、紹介される例もおおいのではないかと。

- ・世田谷区の子どもという枠の中で、障害児に対応する専門的な仕組みが求められる。障害だから特別というのではなく、子どもという枠の中で考えて欲しい。そのためには障害の理解も必要である。
- ・里子に発達障害等の疑いがある場合、里親が療育等をさせたいと思っても、実親が精神科の受診を認めない（障害受容ができていない）ことが多々あり、何も対処ができないことがある。
- ・発達障害の里子の場合、親も障害があり、子育てに限界があるということも少なくはない。そういった親へのケアをすることで、社会的養護を必要とする子どもを減らすことに繋がるのではないかと。
- ・障害児の保護者からすれば、制度が国・都・区のいずれのものであっても違いは分からない。1つの相談窓口に行って、そこでワンストップで相談に乗ってくれたり制度を教えてくれたりするコーディネーターなどがいるといいのでは。
- ・ひとり親の場合、働きながら療育をするのも大変。障害児の受け入れ先として区立幼稚園は頼みの綱でもあるが入園が4歳児からのため、それまでの間にいろいろな問題も出てきて、人とかかわりに関心を持たなくなり孤立してしまう保護者もいる。
- ・障害児の兄弟など、目に見える支援が必要な人の陰にいる子どもへの支援も必要である。
- ・障害児を連れて遠い相談所に行くのは大変なこと。世田谷区には各支所に身近で敷居が低い相談窓口がある。支所と児相の機能がうまく繋がるといい。

配慮を要する児童・その家族の視点から、他部会の検討内容について

今後検討する（今回は他部会より先の開催だったため議論はしていない）